

こうふはっこうマルシェ 2025 歴史公園出店者募集要項

令和7年3月1日(土)に、アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場及び、甲府市歴史公園を会場として「こうふはっこうマルシェ 2025」を開催します。

甲府市は、日本ワイン発祥の地としてのワインをはじめ、甲州味噌、地ビールなどの発酵文化が根付いており、地場産業であるジュエリー産業は世界的にも珍しい集積産地で、出荷額は全国トップクラスのまちです。こうふはっこうマルシェは、これらの素晴らしい文化を持つ甲府市の魅力を全国に発信するイベントとしてこれまで7回開催しています。

今年度も、甲府市内の、店舗をもっていない、または、開業して間もない「甲府市の事業者さんを応援するエリア」を、「甲府市歴史公園」に設けることとなりました。

つきましては、出店者を募集いたしますので、募集要項をご確認の上、是非この機会に、みなさまの活動やお店を紹介する場としてご活用ください。

1 開催日時 令和7年3月1日(土) こうふはっこうマルシェ
10:00~16:00 ※小雨決行・荒天中止

2 出店場所 甲府市歴史公園(甲府市北口2-1)
(アシストエンジニアリングよっちゃばれ広場(甲府市北口2-2)でもイベントを実施します)
※出店位置は、ほかの出店状況を確認しながら(株)アドブレーション社にて調整させていただきますのでご了承ください。

3 募集店舗数 20店舗程度

4 出店者に係る条件

- ・甲府市内に事業所があること、または甲府市民であること。
- ・開業して間もない(5年以内を目安にします)事業所であること、または、実店舗をもっていないこと(オンラインのみで販売など)
※基本的には持込テントでの出店ですが、キッチンカーでの出店も可とします。
※なお、歴史公園エリアでは、お子様向けのワークショップなどを行う予定です。

出店内容

飲食、物販、ワークショップなど、発酵食品に限らず出店できます。

※イベントの雰囲気とかけ離れた出店内容の場合、お断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

5 申込方法

3頁の「出店申込書」と4頁の「出店品目一覧」、5頁の「誓約書」に記入の上、Eメール、FAXまたは郵送でお申し込みください。

※誓約書の原本は、出店が確定しましたら、(株)アドブレーション社に郵送してください。

※各書類とも必ず全てご記入ください。

6 出店料・備品

■持込テントおよびキッチンカーの場合：3,000円

付属備品⇒電源2口(1500w)、出店看板1枚

※サイズは、W3m×D3m以内でお願いいたします。

■貸出テントの場合：8,000円

付属備品⇒3坪テント(W3.6m×D2.7m)1棟、テーブル(W180cm×D45cm)2台、パイプイス2脚
電源2口(1500w)、出店看板1枚

※椅子や電源容量など追加が必要な場合はご相談ください。(別途料金がかかります。)

※出店料は運営会社である(株)アドブレーション社が代行して事前に請求させていただきます。

※出店料は荒天中止など、主催者都合による中止の場合は全額返金いたします。

7 申込先・問合せ先

<運営会社>

〒400-8535 甲府市北口2-6-10

(株)アドブレーション社 企画制作局事業部

こうふはっこうマルシェ2025 出店担当 古屋

電話:055-231-3311(午前9時～午後5時) FAX:055-254-8000 Eメール: furu-t@ybs.jp

8 申込締切

令和7年1月21日(火)午後5時(必着とします)

9 出店者への案内

出店申込書・出店品目一覧の記載内容を確認し、応募者多数の場合は選考を行い、出店者を決定してまいります。また、出店が確定した場合は、後日開催される出店者説明会への参加をお願いいたします。日時については追ってご連絡差し上げます。

※選考結果は、1月中を目途に、全ての方にFAX又はEメールでご連絡させていただきます。

※選考結果に関する質問や異議申し立てはご遠慮ください。

10 禁止事項

- ・発電機の持込み。
- ・ブースの又貸し、申込み者以外が運営する行為。

※出店が確定した場合、後日お渡しいたします出店マニュアルに定める注意事項・禁止事項を厳守し、主催者及び運営会社の指示に従ってください。

11 販売価格

提供する商品が重複や類似している場合、若しくは販売価格が著しく異なっている商品については、販売価格のご相談をさせていただく場合がございますのでご了承ください。

申込期限 令和7年1月21日(火)午後5時必着(メール or FAX or 郵送)
 あて先 株式会社アドブレン社 企画制作局事業部
 こうふはっこうマルシェ 2025 出店担当 古屋
 Eメール furu-t@ybs.jp
 FAX 055-254-8000
 郵送 〒400-8535 甲府市北口2-6-10

出店申込書

「こうふはっこうマルシェ 2025 歴史公園出店者募集要項」を承認し、次の通り申し込みます。

ふりがな 会社名 申込者名		ふりがな 責任者名	
電話番号		FAX 番号	
携帯電話		メール	
住 所	〒		
出店者名 (屋台名)			
火気の使用	<input type="checkbox"/> 無し / <input type="checkbox"/> LP ガス <input type="checkbox"/> 炭火 <input type="checkbox"/> 他 () ※IHをご利用の場合は「 <input type="checkbox"/> 他 ()」へご記入をお願いします。		
応募条件	下記の当てはまる事項にチェックをしてください。 【必須項目】 <input type="checkbox"/> 甲府市内に事業所がある、もしくは甲府市民である 【選択項目】 ※どちらか当てはまる方にレ点を入れてください。 <input type="checkbox"/> 開業して間もない(目安5年以内) <input type="checkbox"/> 実店舗を持っていない 上記選択がない場合は、出店をお断りさせていただく場合がございますので、ご注意ください。		

※食品を出店される方は、営業許可証等のコピーの添付をお願いいたします。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、甲府市が必要と認める場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が甲府市との手続き等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

甲府市長 樋口雄一 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日